

令和7年度白鷹町再生可能エネルギー推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、住宅等における再生可能エネルギー利用の普及を推進し、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー設備（以下「設備」という。）

ア 蓄電池設備（非FIT型）

イ 蓄電池設備（FIT型）

ウ 蓄電池設備（単独設置型）

エ 太陽光発電設備

オ 木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）

(2) 住宅 白鷹町内において住居として使用される建物（新築を含み店舗及び事業所等との併用も含む。ただし、集合住宅は含まない。）

(3) 事業所 白鷹町内において事業の用に供される建物又は施設をいう。

(4) 事業完了日 第1号ア、イ及びエの設備については、設備の設置工事を終え、かつ導入する太陽光発電設備について電力会社との受給契約に基づき売電を開始する日（以下、「電力受給開始日」という。）をいう。第1号ウ及びオの設備の設置については、工事完了日をいう。

(5) 県内施工業者 山形県内に事務所又は営業所を置く工事業者をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象の設備（以下「補助対象設備」という。）は未使用の製品を売買契約に基づき新たに設置するもの又は増設するものとし、補助対象とする者は、町内に住所を有し、かつ自ら居住する住宅を有する（予定を含む。）個人（ただし、単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者も含む。）及び山形県内に事業所を置く法人（地方公共団体を除く。）が使用する町内の事業所の代表者（当該事業所の所有者が当該事業所の代表者でない場合は、当該補助対象設備の設置について所有者との書面による承諾を受けているもの）とする。

2 補助対象設備については、別表1に掲げる要件すべてに該当しなければならない。ただし、第2条第1項第1号イ及びエの設備については、令和6年4月1日以降に工事を着工し、令和7年3月31日以降に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた者にも適用する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1回の申請につき、補助対象設備ごとに別表2の補助金の額の欄に掲げるところにより算出した額とする。

2 補助対象設備を一度に2以上設置する場合であっても、前項の規定により算出した補助金の額を交付額の上限とする。

(補助金の交付手続)

第5条 第2条第1項第1号ア、イ及びエに係る補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前申込書(ア及びイの設備にあつては様式第1号、エの設備にあつては様式第2号)に関係書類を添付して提出するものとする。

2 前項の事前申込書の提出は1回に限るものとする。

3 町長は、事前申込書の記載事項又は添付書類に不備があると認めるときは、申請者にその補正を求めることができる。

4 町長は、当該書類の審査により補助対象設備の要件に合致すると認めるときは、受理決定の旨を申請者に通知するものとする。

5 前項の受理決定の通知を受けた申請者(以下「受理決定者」という。)は、補助対象設備と同時に導入した太陽光発電設備による電力受給開始日後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに補助金交付申請書(兼実績報告書)(ア及びイの設備にあつては様式第3号、エの設備にあつては様式第5号)に事業実績書(ア及びイの設備にあつては様式第4号、エの設備にあつては様式第6号)及び関係書類を添付して、町長に提出するものとする。

6 第2条第1項第1号ウ及びオに係る申請者は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までに、補助金交付申請書(様式第7号)に事業計画書(様式第8号)及び関係書類を添付して町長に提出するものとする。

7 前項の交付申請書の提出は、1回に限るものとする。

8 町長は、第6項の交付申請書は到達順に受け付け、当該書類の審査により、補助対象設備の要件に合致すると認めたときは、速やかに、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。この場合において、申請者は、交付決定の通知を受けた

後に、設置工事に着手するものとする。

9 前項の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、設置工事の完成の日後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第9号）に事業実績書（様式第10号）及び関係書類を添付して町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定通知）

第6条 町長は、前条第5項及び第9項に定める各実績報告書の提出を受けた場合においては、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは速やかに補助金の額を確定（前条第5項においては、交付決定と併せるものとする。）し、受理決定者又は補助事業者（以下「補助事業者等」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第7条 補助金は、前条の補助金の額の確定の通知をした後に交付するものとする。また、補助事業者等は、額の確定の通知日から15日以内又は令和8年4月1日のいずれか早い日までに補助金請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付の除外要件）

第8条 町長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更

（2）設置工事完成予定日の変更（交付申請時の当該日から2か月を超えて延長するもの）

- (3) 補助対象設備の仕様の変更
- (4) 補助対象経費の2割を超える増減
- 2 補助事業者等が当該事業（以下「補助事業」という。）について、前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第12号）に関係書類を添付して、町長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 町長は、前項の承認をする場合において、交付決定額の増額はしないものとする。
- 4 補助事業者等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第13号）に交付決定通知書又は受理決定通知書を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。
- 5 相続、法人の合併等により補助事業を継承する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、事業継承承認申請書（様式第14号）を、町長に提出し承認を得なければならない。
- 6 規則第6条第1項エの規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 申請者（個人の場合は申請しようとする本人及び生計を一にする者）は町税等（町民税、法人町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料）を滞納していないこと
 - (2) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、令和7年度から起算して5年間保存すること
 - (3) 補助事業の完了後、補助対象設備を善良な管理者の注意をもって管理し効率的な運用を図るとともに、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数をいう。）の期間内において、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - (4) 前号の町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第15号）を町長に提出すること
 - (5) 町長は、前号の承認をする場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができる。

(決定の取消し等)

第10条 町長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、各決定

を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手順により補助金の交付を受けたとき

(2) その他町長が補助金の交付を取り消すことが適当と認めるとき

(手続の代行)

第11条 申請者及び補助事業者等は、この要綱の規定による申請又は報告の手続について、補助対象設備を販売する事業者等（以下「手続代行者」という。）に依頼してその手続を代行させることができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠実に処理するものとし、手続の代行を通じ申請者及び補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 町長は、手続代行者が偽りその他不正行為をした疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(協力)

第12条 補助金の交付を受けた者は、町長から必要に応じて再生可能エネルギー設備に関する報告等の協力を求められたときは、これに協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象設備	補助対象要件
第 2 条第 1 項 第 1 号ア（蓄電池設備（非 F I T 型））	<p>次の各号に掲げる要件すべてに該当するものであること</p> <p>(1) 国の「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化支援事業」の対象製品として執行機関の登録を受けた製品であって、国内メーカー（国外メーカーの日本法人を除く。）製品であること</p> <p>(2) 蓄電池設備の導入に併せて、新規に太陽光発電設備を導入（増設は除く。）して新たに発電を開始するものであること。かつ、その電気を当該蓄電池設備に蓄電して利用できるものであること</p> <p>(3) 前号の太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が 10 キロワット未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社との電力受給契約（電力受給開始日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の日であるものに限る。）を結ぶもの。）であること</p> <p>(4) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、令和 7 年 4 月 1 日以降に着手し、令和 8 年 3 月 31 日までに完成するものであること</p> <p>(5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定（以下「F I T 認定」という。）を受けていないものであること</p> <p>(6) 蓄電池設備における余剰電力の買取りについては、「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プランとすること</p>
第 2 条第 1 項 第 1 号イ（蓄電池設備（F I T 型））	<p>次の各号に掲げる要件すべてに該当するものであること</p> <p>(1) 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するものであること</p> <p>(2) 当該太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最</p>

	<p>大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであって、FIT認定を受けて、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社との電力受給契約（電力受給開始日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の日であるものに限る。）を結ぶもの。）であること</p>
<p>第2条第1項 第1号ウ（蓄電池設備（単独設置型））</p>	<p>次の各号に掲げる要件すべてに該当するものであること</p> <p>（1）第1項第1号及び第4号に該当するものであること</p> <p>（2）第5条第6項の規定による交付申請日時点で太陽光発電設備が既設であり、その電気を当該蓄電池設備に蓄電して利用できるものであること</p> <p>（3）設置工事について、県内施工業者が行うものであって第5条第8項の規定による交付決定の日以降に着手し、令和8年3月31日までに完成するものであること</p>
<p>第2条第1項 第1号エ（太陽光発電設備）</p>	<p>次の要件に該当するものであること</p> <p>（1）第1項第3号及び第4号に該当するものであること</p>
<p>第2条第1項 第1号オ（木質バイオマス燃焼機器（ストーブ））</p>	<p>次の各号に掲げる要件すべてに該当するものであること</p> <p>（1）薪又はチップを燃料とするストーブにあっては、EN（ヨーロッパノーム）やEPA（米国環境保護庁）等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備え当該認証を受けた設備と同等の水準の環境性能を有する設備であること</p> <p>（2）町内に住所を有し、かつ、自ら居住する住宅を有する（予定を含む。）個人（ただし、単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者も含む。）又は山形県内に事業所を置く法人（地方公共団体を除く。）が使用する町内の住宅若しくは事業所のために設置するもの（当該住宅又は事業所の所有者が当該個人又は法人でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）</p>

	<p>であること</p> <p>(3) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、第6条第3項の規定による交付決定の日以降に着手し、令和8年3月31日までに完成するものであること。ただし、前号の設置者がその設置工事を自ら行うことを妨げない</p>
--	---

別表 2

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
第 2 条第 1 項第 1 号 ア（蓄電池設備（非 F I T 型））	蓄電池、電力変換装置、 その他の付属機器（蓄電 システム制御装置、計 測・表示装置及びキュー ビクル）に係る経費	当該設備の初期実効容量に 5 万円を乗じて得た額（その額 に千円未満の端数があるとき は、これを切り捨てる。）又は 2 0 万円のいずれか低い額
第 2 条第 1 項第 1 号 イ（蓄電池設備（F I T 型））		
第 2 条第 1 項第 1 号 ウ（蓄電池設備（単 独設置型））	同上	当該設備の初期実効容量に 5 万円を乗じて得た額（その額 に千円未満の端数があるとき は、これを切り捨てる。）又は 1 0 万円のいずれか低い額
第 2 条第 1 項第 1 号 エ（太陽光発電設備）	太陽電池モジュール、架 台及びパワーコンディ ショナ（インバータ及び 保護装置）、その他の附 属機器（接続箱及び直 流・交流側開閉器）の設 置に直接必要な経費	当該設備に取り付けられた太 陽電池の最大出力の合計値 （1 0 キロワット未満を上限 とする。）に 1 キロワットあた り 2 万 5 千円を乗じて得た額 （その額に千円未満の端数が あるときは、これを切り捨て る。）又は 1 0 万円のいずれか 低い額
第 2 条第 1 項第 1 号 オ（木質バイオマス 燃焼機器（ストー ブ））	機器の設置に直接必要 な経費（設置者が自ら設 置工事を行う場合は、機 器及び工事に要する原 材料の購入に係る経費 に限る。）	補助対象経費の実支出額（消 費税及び地方消費税相当額を 除く。）に 2 分の 1 を乗じて得 た額（その額に千円未満の端 数があるときは、これを切り 捨てる。）又は 1 0 万円のい ずれか低い額